質問第三四号

日本国内から海外の予測市場を利用する行為と賭博罪の成否に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十一月十九日

小西洋之

参議院議長関口昌一殿

日本国内から海外の予測市場を利用する行為と賭博罪の成否に関する質問主意書

近年、スポーツの試合の結果、選挙の結果その他の将来の事象を対象として、その結果に応じて一定の金額が支払われる契約をインターネット上で利用者間に売買させる、いわゆる「予測市場」が海外で急速に拡大している。令和八年五月には、海外の大手予測市場運営事業者が、我が国での事業展開に向けて国内の代表者を起用し、令和十二年までの規制上の認可取得を目指している旨が報じられた。

米国では、予測市場が連邦の商品先物取引委員会に登録された取引所として運営されているにもかかわらず、スポーツの試合の結果を対象とする契約は実質的に賭博であるとして、多くの州が州の賭博規制を適用している。連邦控訴裁判所においても、第九巡回区及び第六巡回区が州による規制を認める判断を示し、四十の州司法長官が連邦最高裁判所に対し州の規制権限の確認を求める意見書を提出した。さらに令和八年十月二十八日には、ユタ州が、予測市場の運営事業者及びその共同創業者二名を、重罪十三件を含む計十四件の罪で起訴し、これを受けて他の複数の事業者が同州の利用者に対するスポーツ等の契約の提供を停止した。

我が国においては、政府は、平成二十五年十一月一日の答弁書（内閣衆質一八五第一七号。以下「平成二

十五年答弁書」という。）において、「一般論としては、賭博行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十五条の賭博罪が成立することがあるものと考えられ、また、賭博場開張行為の一部が日本国内において行われた場合、同法第百八十六条第二項の賭博開張図利罪が成立することがあるものと考えられる。」との見解を示している。また、令和五年六月三十日の答弁書（内閣参質二一一第一二七号。以下「令和五年答弁書」という。）において、国外で合法的に運営されているオンラインカジノを利用した場合であっても利用者側に犯罪が成立することを含めて周知してきた旨を答弁している。

一方、令和八年四月二十一日の参議院財政金融委員会において、予測市場を経済予測や災害ヘッジ等に活用する考えを問われた金融庁は、賭けの対象になるような予測市場については金融庁の所管する規制法は存在しないとした上で、そうした予測市場で賭ける行為は賭博と同じではないかとの指摘があること等を踏まえ、極めて慎重に対応する必要がある旨を答弁した。また、取引に第三者の検証が入っているか否かが明らかでないことや、内部情報を利用した取引の疑いが報じられていることにも言及した。しかし、この答弁は、賭博と同じではないかとの「指摘がある」ことに言及するにとどまり、賭博罪の成否についての政府と

しての見解を示したものではない。

しかし、予測市場は、その外形が金融取引に類似し、「投資」、「トレード」等と称して提供されていることから、利用者が賭博であるとの認識を持たないまま利用し、犯罪に関与し、又はギャンブル等依存症に陥る可能性があると考える。それにもかかわらず、予測市場を日本国内から利用する行為の法的評価について、政府の見解はこれまで示されていない。

さらに、令和七年三月二十一日に閣議決定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について」の概要資料においては、オンラインで行われるギャンブルには、時間や場所を選ばずにアクセスができること、実際に金銭を賭けている感覚が乏しくなること、より短期間により多額の借金を抱える傾向があること等、ギャンブル等依存症につながりやすい特徴があると指摘されている。予測市場は、スマートフォンから二十四時間利用でき、暗号資産等を用いるものもあることから、これらの特徴を備えている。また、予測市場は運営者の取り分が小さく、予測の技能が結果に反映されやすいため、通常の賭博より健全であるとの見方もある。しかし、運営者の取り分の大小にかかわらず、利用者が金銭等を賭けて偶然の結果により得喪を争う構造は賭博と変わらず、自らの技能で結果を左右できるとの認識はかえってのめり込みを強めるお

それがあるとの指摘もある。予測市場が我が国に浸透すれば、ギャンブル等依存症の新たな入り口となることが強く懸念される。

なお、本質問は、特定の事業者又は特定の事案について犯罪の成否の判断を求めるものではなく、平成二十五年答弁書と同様に、現行法の一般論としての解釈及び政府の対応の状況を問うものである。また、本質問主意書において「予測市場取引」とは、次の全てに該当する取引をいう。

1　スポーツの試合の結果、選挙の結果その他の将来の事象の発生の有無又はその内容に応じて、一定の金銭又は暗号資産若しくは電子決済手段（いずれも資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）に規定するものをいう。以下「暗号資産等」という。）が支払われる旨の契約を、インターネットを通じて売買する取引であること。

2　利用者が、当該契約の取得のために金銭又は暗号資産等を拠出し、当該事象の結果により、拠出したものの全部を失い、又は拠出した額を超える金銭若しくは暗号資産等を得るものであること。

3　我が国の法令に基づく登録、許可その他の処分を受けていない者が外国において運営するものであること。

4　一時の娯楽に供する物を賭けるものでないこと。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　政府は、刑法第百八十五条にいう「賭博」の意義について、どのように理解しているか。判例及び政府の従来の解釈を踏まえて示されたい。

二　日本国内に所在する者が、日本国内からインターネットを通じて予測市場取引を行う行為について、平成二十五年答弁書で示された一般論は同様に当てはまるか。すなわち、前記一で示される「賭博」の意義に照らし、一般論として、同条の賭博罪が成立することがあるものと考えるか。当てはまらないと考える場合には、オンラインカジノを利用する行為と予測市場取引を行う行為とで結論を異にする理由を、賭博罪の構成要件に即して具体的に示されたい。なお、前記の金融庁の答弁は、賭博と同じではないかとの指摘があることを紹介するにとどまるため、当該指摘に対する政府自身の見解を問うものである。

三　前記二に関連し、次の各点について、一般論としての政府の見解を示されたい。

1　将来の事象の結果が利用者にとって不確実である限り、その事象がスポーツの試合の結果、選挙の結果又は経済指標の数値のいずれであっても、賭博罪における偶然性の要件を満たし得るか。

2　暗号資産等は、賭博罪において賭けの対象となる財物又は財産上の利益に当たり得るか。

3　利用者の取引の相手方が運営者ではなく他の利用者であり、運営者は手数料のみを収受する形態であっても、利用者相互の間で財産上の利益の得喪を争うものとして、賭博に当たり得るか。また、その場合に、運営者の行為が刑法第百八十六条第二項の賭博開張図利罪に当たり得るか。

四　金融デリバティブ取引については、賭博罪の構成要件に該当し得るとしても、法令に基づいて行われる場合には刑法第三十五条の正当行為として違法性が阻却されるとの考え方がある。このことを踏まえ、次の各点について政府の見解を示されたい。

1　予測市場取引について、刑法第三十五条により違法性が阻却される根拠となり得る我が国の法令は存在するか。存在すると考える場合は、その法令名及び条項を示されたい。

2　予測市場取引が外国の法令に基づき当該外国において適法に運営されていることは、日本国内から利用する者についての賭博罪の成否に影響するか。平成二十五年答弁書及び令和五年答弁書におけるオンラインカジノについての政府の見解との関係を踏まえて示されたい。

3　金融庁は、令和八年四月二十一日の参議院財政金融委員会において、賭けの対象になるような予測市

場については金融庁の所管する規制法は存在しない旨を答弁している。そうであれば、予測市場取引について、金融庁の所管する法令を根拠として刑法第三十五条により違法性が阻却される余地はないと解してよいか。

五　前記四の3の金融庁の答弁は、予測市場取引が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十項に規定するデリバティブ取引に該当しないとの趣旨か。該当しないとすれば、予測市場取引は、前記二から四までに対する答弁で示される刑法上の評価のほか、いかなる法令による規律の対象となるか。

六　予測市場取引とギャンブル等依存症との関係について、次の各点を示されたい。

1　ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号。以下「基本法」という。）第二条は、「ギャンブル等」を、法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為と定めている。予測市場取引は、同条にいう「その他の射幸行為」に含まれ得るか。

2　前記の基本計画は、オンラインで行われるギャンブルについて、時間や場所を選ばずにアクセスができること、実際に金銭を賭けている感覚が乏しくなること、より短期間により多額の借金を抱える傾向

があること等、ギャンブル等依存症につながりやすい特徴があるとの指摘があるとしている。政府は、予測市場取引もこれらの特徴を備えていると認識しているか。備えていないと考える場合は、どの特徴を備えていないのかを具体的に示されたい。

3　政府は、予測市場取引が、ギャンブル等依存症の発症、進行又は再発につながるおそれのあるものと認識しているか。認識していない場合は、前記2の特徴との関係を踏まえ、そのおそれがないと考える理由を示されたい。

4　政府は、基本法第二十三条に基づく実態調査又は都道府県等の相談拠点における相談により、予測市場取引の利用に起因するギャンブル等依存症の事例を把握しているか。また、今後の実態調査において、予測市場取引の利用状況及びそれに関連する問題を調査項目に含める考えはあるか。

七　令和七年の改正により、基本法には、インターネットを利用して行われる違法な賭博に誘導する行為等を禁止する規定が設けられた。前記二において予測市場取引について賭博罪が成立することがあると考える場合、予測市場取引を行うウェブサイト又はアプリケーションを紹介し、その利用を勧める情報の発信は、一般論として、同規定の対象となり得るか。

八　政府は、令和五年答弁書のとおり、国外で合法的に運営されているオンラインカジノを利用した場合であっても利用者に犯罪が成立することを周知してきた。

1　これまでの政府の広報啓発において、予測市場取引を明示的に対象として、日本国内から利用した場合に賭博罪が成立し得る旨を周知したことはあるか。

2　ないとすれば、今後、予測市場取引を周知の対象に明示的に含める考えはあるか。

九　政府は、米国の複数の州において予測市場によるスポーツの試合の結果等を対象とする契約に州の賭博規制を適用する動きがあり、令和八年十月にはユタ州が運営事業者及びその経営者を刑事訴追したことを承知しているか。また、予測市場取引に関し、法務省、警察庁、金融庁、消費者庁、厚生労働省及び内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局の間で、これまでに協議又は情報共有を行ったことはあるか。行ったことがある場合は、その時期及び概要を示されたい。

右質問する。